

畑地帯総合整備事業（継続）

1 趣旨

近年の畑地帯においては、小規模経営、担い手の不足と高齢化、農産物の輸入自由化の影響により畑作経営環境は悪化し、耕作放棄地が増加する傾向にあり、畑作振興を図る上で大きな支障となっている。

畑作の安定的発展を図るためには、経営規模の拡大や生産性の向上等を図り、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向けて、農地利用の流動化を促進させることが必要不可欠である。

このため、農用地利用の流動化の促進に最も効率的な集落単位を基本とし、その前提条件として必要なほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定化のための生産・集落環境整備等を総合的に行う畑地帯総合整備事業を実施するも。

2 事業内容

事 項	工種メニュー
1. ほ場条件の均質化を図るために必要な農業生産基盤整備事業	農業用排水施設 農道 区画整理 これらに密接に関連したその他基盤整備（農用地につき行う暗きょ排水、土層改良、農用地造成又は農用地の保全）
2. 担い手の経営安定等のための生産・集落環境整備事業	近代化施設用地等整備 営農用水施設 農業集落環境管理施設 （附帯する堆肥運搬等のための共同利用の機械を含む） 農作業準備休憩施設 農業集落道 集落防災安全施設 農地被害防護施設 地域資源利活用基盤 生態系保全空間整備
3. 交換分合	交換分合
4. 農業経営高度化支援事業	高度土地利用調整事業（指導事業、調査・調整事業） 高度経営体集積促進事業

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県

(2) 採択要件

農業用排水施設、農道、区画整理の事業のいずれかを行うこと

各事業の受益面積の合計が、担い手育成型にあっては20ha（北海道にあっては100ha、沖縄、奄美及び離島にあっては10ha）以上、担い手支援型にあってはおおむね30ha（沖縄及び奄美にあっては20ha）以上であること（施設整備事業及び土層改良事業については単独施工も可とする）

ただし、樹園地等（茶を含む）において、総合的園地再編整備計画に基づいて基盤整備を行う場合には、5ha規模の団地の合計が10ha以上とする。

その他

担い手育成型

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域であること

活性化計画等が策定されていること

農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかであること

農業経営高度化支援事業を実施する場合には、新たな経営安定対策対象者等の高度経営体が目標年度までに一以上育成されること 等

担い手支援型

当該市町村において畑地帯の担い手を支援するための整備計画が定められていること

次の要件のすべてに該当すること

ア 担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合又は担い手農家の経営面積が受益面積に占める割合が、10%以上であること

イ 原則として3戸以上の担い手が存在すること（ただし、担い手が農業生産法人の場合を除く）

4 補助率 農林水産省50%、北海道・離島52%、沖縄75%、奄美2/3

5 平成19年度概算決定額 35,032,670(37,590,000)千円

（担当課：農村振興局整備部水利整備課）